

千葉県旅館業衛生等管理指導指針改正（案）に対する御意見と県の考え方について

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいた部分があります。

ページ	項目名	御意見の概要	県の考え方
5 11～13	脱衣場 浴室の管理	<p>混浴年齢の引き下げは利用客同士の性プライバシー保護を目的としたものと思うが、それと併せて旅館業者が利用客の性プライバシーを侵害することも規制すべき。</p> <p>男性浴場に女性従業員が入ってくる、脱衣場に盗難防止名目で監視カメラを設置しているケースがあり、旅館業者による性プライバシー侵害の規制も加え、最低でも女性脱衣場内は盗難防止目的でもカメラ設置を禁止する等の規定を加えるべき。</p>	<p>千葉県旅館業衛生等管理指導指針は、旅館業営業許可施設が守るべき衛生及び風紀に必要な措置について、統一的に行政指導できるように定めるものです。</p> <p>今回、御意見を頂きました性プライバシーへの配慮については、男性・女性従業員の雇用状況や、施設内での犯罪防止等、各施設の事情や運営方針に委ねられるものであり、一律に旅館業者に対して指導するものではないことから、本指針に規定することは適当でないと考えます。</p>